

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
人と自然が共生する都市まえばる再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
福岡県、糸島市
- 3 地域再生計画の区域
糸島市の区域の一部（旧前原市域）
- 4 地域再生計画の目標

本区域は、福岡県の西端である糸島市の東南部に位置し、人口 68,079 人、世帯数 23,093 世帯（平成 17 年 3 月 31 日現在）の田園都市であり、区域は東西 12.5 km、南北 13.6 km あり、面積は 104.5k m² である。標高 900m を超える南の背振雷山山系を背に、北に向かって糸島平野が開けており、瑞梅寺川、雷山川、長野川が平野を潤している。このような豊かな自然条件を生かした野菜花卉を中心とした都市近郊農業は、本区域の基幹産業となっている。

また、平野の中心部を東西に国道 202 号線、JR 筑肥線が走り、その沿線に市街地を形成している。

古くは、「魏志倭人伝」に記される古代国家「伊都国」として栄えた地とされ、また江戸時代には唐津街道の宿場町として発展した。

近年では、九州の中核都市である福岡市に隣接していることから、平成 11 年度の JR 筑肥線複線化の完了、九州大学の移転が進行中であることなど、福岡都市圏の西の拠点都市として著しい都市機能の発展を見せている。

今後、本区域から福岡市への交通利便性はますます向上し、九州大学の移転も始まっており、人口は年々増加するものと予想される。

しかし、その一方で近年、本区域においても、市街地を中心として急速に宅地化が進み、生活様式の多様化が進む中で、生活雑排水による河川汚濁が大きな問題となるとともに、山間部の集落においても、未処理の生活雑排水が水路や河川に流れ込み、自然の浄化能力を超えた状況にある。

このため、福岡県は、旧前原市を生活排水対策重点地域に指定し、同市と協働して「生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策の推進を図っている。

こうした状況のもと、旧前原市では、平成 13 年度に「第 4 次前原市総合計画」を策定し、その基本構想として、3 つの将来像、1. 自然と田園を大切に

する美しいまち、2. 個性と創造あふれる活力あるまち、3. 交流と連携を生かす住みよいまちを掲げ、特に「1. 自然と田園を大切にす美しいまち」においては、快適な環境づくりの基本となる公共用水域の水質保全を目標に掲げ、汚水処理施設の整備を積極的に推進することとしている。

また、多彩な地域特色を併せ持つ本区域においては、生活排水を処理するために、昭和58年度から市街化区域及び周辺集落を加えた地域を公共下水道事業、平成9年度から農業振興区域内の農村地域で農業集落排水事業を実施するとともに、両事業の対象になっていない全域に対しては、水質環境保全の一環として、平成16年度から個別排水処理施設整備事業を実施している。このほか、上記3事業による整備が遅れている地域を対象に小型合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）を併せて実施していることにより、平成16年度末の汚水処理人口普及率は68%となっており、少しずつではあるが、河川等の公共用水域の水質改善につながっている。しかしながら、一部の地域では、ほたるや鮎がよみがえりつつあるものの、完全には市民が憩い安らぎを感じられる環境にはなっていない。

このため、県単独補助金など県施策とあわせ、汚水処理施設整備交付金を活用しながら、下水道、農業集落排水施設、浄化槽を、相互の進捗調整が容易に行うことができる交付金のメリットを最大限活用することにより、効果的に整備して市内全域の水質の浄化を図っていく。このことにより、昔のような、自然豊かな美しい河川を取り戻し、住民の生活環境の改善を図るとともに、県が整備した川原川うるおいの川づくり事業によるふれあい護岸などを活用して、河川を児童等の環境教育の場として活用し、「人と自然が共生する都市まえばる」の再生を目指す。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を68%から81%に向上）

（目標2）児童や学生による環境学習の場

（水辺の楽校の参加者増加＜年間＞60人から80人）

（生涯学習[出前講座]の参加者増加＜年間＞250人から300人）

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

旧前原市全域(農業集落排水事業採択区域・合併浄化槽事業区域を除く)において、公共下水道事業を、怡土・長糸・白糸・高上地区で農業集落排水事業を、人口密度の比較的少ない地域及び山間部については合併浄化槽(個人設置型)事業を実施する。さらに、これと併せて県が整備したふれあい護岸などの活用を通じ、県と市が積極的に連携を図りながら、「水辺の楽校」、県及び市が実施する「出前講座」等により、水資源の重要性をPRしていく。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道 平成20年7月に事業認可

[事業主体]

- ・糸島市(下水道法第4条に基づく事業認可済み)

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 下水道認可区域

(有田、有田中央一・二丁目、池田、井田、板持、板持一・二丁目、岩本、井原、浦志、浦志一・二・三丁目、潤一・二・三・四丁目、大浦、荻浦、加布里、神在、蔵持、香力、志登、篠原、篠原西一・二・三丁目、篠原東一・二・三丁目、新田、曾根、高田、高田一・二・三・四・五丁目、多久、千早新田、泊、富、波多江、波多江駅北一・二・三・四丁目、波多江駅南一・二丁目、東、前原、前原駅南一・二・三丁目、前原北一・二・三・四丁目、前原中央一・二・三丁目、前原西一・二・三・四・五丁目、前原東一・二・三丁目、前原南一・二丁目、三雲、美咲が丘一・二・三・四丁目、南風台一・二・三・四・五・六・七・八丁目、八島、油比)

- ・農業集落排水施設 怡土・長糸・白糸・高上地区
- ・浄化槽(個人設置型)

糸島市の内旧前原市公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く区域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 150 \sim \phi 300$ L=32,810m
(交付金事業分のみ)
処理場 1箇所
- ・農業集落排水施設 $\phi 150 \sim \phi 300$ L=20,000m
(交付金事業分のみ)
処理場 1箇所

- ・浄化槽（個人設置型） 73基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- 公共下水道 旧前原市全域 3,800人
(農業集落排水事業採択区域・合併浄化槽事業区域を除く)
- 農業集落排水施設 怡土・長糸・白糸・高上地区 2,130人
- 合併浄化槽 旧前原市全域 308人
(公共下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く)

[事業費]

- ・公共下水道 3,601,120千円
(うち、交付金 1,843,860千円)
- ・農業集落排水施設 1,105,950千円
(うち、交付金 552,975千円)
- ・合併浄化槽（個人設置型） 28,002千円
(うち、交付金9,334千円)
- ・合計 4,735,072千円
(うち、交付金 2,406,169千円)

(5-3) その他の事業

・水辺の楽校

児童及び学生を対象に国土交通省と糸島市と共同で、年1回農業公園の水辺を題材として、水生生物による水質検査、COD検査、透視度計による水質検査を行い、県が整備した川原川うるおいの川づくり事業によるふれあい護岸などを活用した環境学習の提供。

・市出前講座<講座名：身のまわりの環境問題>

生涯学習のひとつとして、講座要望がある団体に市職員が出向いて、水辺環境を含めた総合的な環境学習の提供。

・県出前講座

「水質保全と生活排水対策」、「かわの役割」、「下水道の役割と仕組みについて」などをテーマに県職員が直に住民に対して説明を行う。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、縣市職員及び有識者を交えて、「水環境研究会」を設立し、事業全体について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし